

調査報告書

平成28年11月11日

社会福祉法人桃林会 御中

第三者委員会

委員長 弁護士 崔 勝

委員 公認会計士 青木伸文

委員 社会福祉法人吹田みどり会理事長

菊池繁信



第1 調査の概要

1 この第三者委員会（以下「委員会」という。）は、社会福祉法人桃林会（以下「貴会」という。）の依頼により、貴会の前理事長である園田謙雄氏（以下「前理事長」という。）の不正経理問題を調査することを目的に設置されたものであり、頭書の3名をもって構成されている。

委員会は、この報告書において、不正経理に関する事実調査の結果を報告するとともに、その原因及び責任を分析し、再発防止に向けての取るべき方策を提言するものである

2 前理事長による不正経理は、平成15年ころから行われているようであり、その期間が長く、また、関係する金融機関や関連法人等も多数に及んでいるため、事実関係を基礎資料から調査して把握するには膨大な時間と労力を要することになるので、委員会は、基本的な事実関係については、貴会が弁護士及び公認会計士の関与のもとで行った内部調査によって作成された前理事長の不正経理に関する資料が正しいものであるとの前提のもとで、調査を行った。そのうえで、委員会は、貴会からの事情聴取を行ったほか、下記のような事実調査を行った。

記

平成28年7月8日 貴会の「とりかい白鷺園」及び本部の会計責任者、

出納職員等からの事情聴取

平成28年7月20日 大阪厚生信用金庫阿倍野支店からの事情聴取

平成28年8月2日 太陽有限責任監査法人の担当者からの事情聴取

平成28年8月22日 税理士法人脇阪会計事務所に対する書面照会

平成28年10月14日 園田謙雄氏に対する書面照会

第2 事実の概要

1 貴会の概要

貴会は、昭和27年に設立された社会福祉法人であり、大阪府摂津市鳥飼中1丁目19番8号に主たる事務所を設けている。現在、主たる事務所の所在地で養護老人ホーム「とりかい白鷺園」を運営しているほか、摂津市内で、保育園「とりかい保育園」、認定こども園「とりかいひがし遊育園」「せつつ遊育園」「みなみせんりおか遊育園」等を運営している。

前理事長は、平成28年1月に退任するまで、長年にわたって貴会の理事長の職にあったものである。

貴会の理事及び監事は、平成14年以降、若干の変動はあるものの、前理事長の弟である現理事長を除けば、すべて、前理事長の個人的な知人であり、無報酬で、前理事長からの依頼によって就任している。理事会は、毎年5月に年1回開催されているのみであり、内容も、収支予算と決算、年間の事業計画の承認のみが行われていた。議事録も、前理事長が作成し、多くの場合、議事録署名者の署名押印は、議事録署名者が関与することなく、記名と前理事長が自ら保管するいわゆる三文判を押印することによって作成されていた。

2 簿外債務が発生した原因

前理事長が簿外の借入を行うようになったのは、平成16年8月のことである。そのころ、前理事長は福井県において特別養護老人ホームを運営する「嶺南福祉会」を設立したが、その設立資金の捻出のために簿外の借入をおこなったものである。その後も、前理事長は、クムダホールディングス（平成23年

4月設立。設立時の名称は伊丹ライフケア。)、ピオニ(平成25年設立。)、社団法人クムダ会(平成25年6月に医療法人を買収。)、クムダ会(平成25年6月に医療法人を買収)、勝安会(平成25年8月に医療法人を買収)、虎鵬(平成26年7月に訪問介護事業を買収)、昭征会(平成26年11月頃から昭征会という医療法人の買収を企図したが、資金繰りがつかず頓挫し、多額の違約金等が発生している。)など多数の事業への投資を行っているが、簿外の借入の多くの部分がこれらの投資に費消され、簿外の債務が莫大なものに膨らんでいった。

また、これらの事業への投資や簿外の資金調達の際に、コンサルティング会社が関与しており、そのコンサルティング料金としても多額の支払が発生している。

なお、具体的な簿外債務の内容及びその使途については、以下に詳述する。

第3 平成28年1月時点での簿外債務の内容

1 金融機関からの簿外借入

貴会の平成28年1月末日時点での金融機関からの借入金は、別紙借入金一覧(簿外取引反映後)記載のとおりであるが、このうち、「区分」欄が「簿外」とされている借入については、前理事長が他の理事や評議員、貴会の会計責任者、出納職員に諮ることなく独断で借り入れたものであり、帳簿にも記載されていない借入である。これらの同日現在の借入残高は、11億7772万8945円である。ただし、平成28年1月に大阪厚生信用金庫からの簿外借入のうち377万9000円を貴会の簿内の資金から返済しているので、これを加えた貴会が負担する債務額は、11億8150万7945円となる。一方、前理事長は、簿外借入を行った各金融機関に簿外の預金もしており、その合計額は同日現在で5628万1000円であり、また、大阪厚生信用金庫には簿外で100万円を出資しているので、これらを控除した実質的な債務額は、11億2422万6945円である。

2 簿外リース契約

同様に、別紙リース取引等一覧表（簿外取引）記載のリース料債務も、前理事長が独断で貴会名義で契約し、帳簿にも記載されていない債務である。なお、簿外のリース取引は、遅くとも平成15年頃から行われていたようである。

別紙リース取引等一覧表（簿外取引）記載のリース料債務のうち、白鷺園建物付属設備のリース契約（残債務額574万円）以外のリース契約（残債務合計額2億1054万1000円）については、債権者と交渉中であったり、リース物件の転貸人に債務を転嫁する交渉を行っていたりするので、貴会の負担とはならない可能性があり、最終的に実質的な貴会の債務負担額が574万円になる可能性もある（とりあえず、この調査報告書では、この金額を前理事長の簿外リース契約による損害額としておく。）。しかしながら、仮に2億1054万1000円について貴会が負担を免れたとしても、この部分についても前理事長が不正に契約を締結したことは事実であり、前理事長が重大な違法行為を行った事実は消えるものではない。

3 その他の簿外債務

上記以外に、前理事長が独断で貴会名義で契約し、帳簿にも記載されていない借入金債務として、スローライフカンパニーからの1000万円の借入金が存在している。

また、前理事長が独断で貴会名義で購入したエクシブ有馬離宮の購入代金のうち512万2000円が未払いとなっており、これも簿外の債務であるが、物件の売却手取り額が805万円と評価されているので、これを売却すれば実質的な負担とはならない可能性が高く、さらに、簿外資産としてエクシブ白浜（取得価格146万7000円）も存在しているので、エクシブを巡る取引をトータルすると、逆に439万5000円のプラスとなる。

4 簿外債務以外の不正経理

前理事長は、白鷺園の診療所会計の預金口座から、1億円を出金し、期末に一旦預金を戻して決算書類に出金の事実が残らないようにした後、決算後に再びこれを出金する、という行為を繰り返していた。前理事長による不正会計が

発覚した平成28年1月中旬の時点でも、前理事長が1億円を出金したままになつており、貴会は、前理事長にその返還を求める権利を有している。

さらに、白鷺園の特別養護老人ホーム会計から前理事長に、理事会の決議を経ることなく2900万円の仮払金が支出されており、これも前理事長の独断により行われ、回収ができていないものであり、貴会がその全額について返還を求める権利を有しているものである。

5 介護報酬等を担保にした借入について

現在は債務として現存していないが、重大な不正経理行為の一つとして、介護報酬や診療報酬を担保に提供しての、いわゆるファクタリング会社からの借入がある。

前理事長は、平成25年1月から、いわゆるファクタリング会社に白鷺園の介護報酬債権及び診療報酬債権を債権譲渡する方法によって、資金調達を行っていた（平成25年1月から平成26年1月まではTTNキャピタルに、平成26年1月から同年12月まではアクリーティブ・メディカルサービスに、平成26年12月から平成27年12月まではジェイ・マースに、それぞれ譲渡している。なお、法的には債権譲渡という形式をとるが、実質は介護報酬債権等を担保にした借入である。）。これらの債権譲渡については、当然、理事会の承認が必要な行為であるが、前理事長は、そのような手続きを経ることなく、契約を締結したものである。ファクタリング会社への債権譲渡によって、本来であれば、国民健康保険団体連合会等からの介護報酬債権及び診療報酬債権はいったんファクタリング会社に入金され、そこから定められた手数料を控除した残額がファクタリング会社から貴会の各施設の口座に入金されるはずであり、そうであれば、各施設の口座への振込名義及び振込金額から、債権譲渡の事実が発覚するはずであるが、前理事長は、各ファクタリング会社からの入金を、一旦、前理事長が管理する簿外の口座に入金させ、その金額に控除された金額を付加した金額を、前理事長が国民健康保険団体連合会等の名義で各施設の口座に入金する、という方法を用いることによって、発覚を防いでいたものであ

る。このように、前理事長は、巧妙な工作を施して、介護報酬債権等を担保にした借入を行ったものである。

なお、最終的に、ジェイ・マースに対する債務 4 億 3 4 2 4 万円は、平成 27 年 12 月 27 日に実行された大阪厚生信用金庫からの借入金 6 億 2 8 0 0 万円のうちの簿外貸付部分で返済されており、ファクタリング会社に対する債務は残っていないが、ジェイ・マースとの契約の解約時に額面 8 0 0 万円の介護報酬債権が貴会に入金されておらず、この 8 0 0 万円について、貴会が前理事長の行為によって被った損害となっている。

6 以上により、理事長の不正経理行為によって貴会が被った損害は、合計 12 億 7 2 5 7 万 1 0 0 0 円（下線を付した金額を合計した金額）に及んでいる。

7 キックバックの存在

前理事長は、貴会がリース業者とのリース契約を締結する際に、リース物件の販売業者からキックバックを受領している。現時点で判明しているものとしては、平成 24 年 7 月 13 日にメディ・キューブから 7 3 5 万円、平成 27 年 12 月 21 日にドリームスから 1 0 0 0 万円（これらはいずれも簿外のリース取引に関するものである。）がある。なお、ドリームスからのキックバックについては、3 8 3 8 万 8 0 0 0 円の契約額に対し 1 0 0 0 万円ものキックバックがあり、非常に不透明な契約であると言わざるを得ないことを指摘しておく。

前理事長は、委員会からの照会に対し、上記のキックバックを受領した事実はないと回答しているが、①上記の各支払は、リース契約の日と近接した日にクムダ HD、勝安寺名義の口座に入金されているものであり、キックバック以外に支払の原因が存在しないこと、②貴会の内部調査の際のヒアリングにおいて前理事長がキックバック受領の事実を認めていたこと、から、前理事長は上記のキックバックを受領していたものと認定した。

また、現時点で判明している業者からのキックバックは以上のとおりであるが、これらは、貴会の内部調査において不審な入金をチェックして前理事長に事実確認をして発覚したものであり、これら以外にも、発覚していないキック

バックが存在する可能性は否定できないと思われる。

これらのキックバックの受領行為は、キックバックを受領することによって貴会に具体的な損失を与えたことまでは確認されていないが、言うまでもなく、貴会の利益のために職務を行わなければならない理事長の職にある者として、あるまじき行為であり、許されるものではない。

第4 簿外債務の使途

1 預金口座や帳簿の流れから、貴会が内部調査の結果に基づいて推計した簿外債務による資金の使途は、以下のとおりである。

① 第2の2項に記載した各法人（昭征会を除く）への投資による損失額

5億1199万3000円

② 昭征会の違約金等 2314万0000円

③ ①, ②のコンサルティング料 1億8360万2000円

④ 金融機関等への利息、手数料の支払額 3億9071万0000円

⑤ 前理事長の飲食費 8372万2000円

⑥ 美術商への支払 3458万2000円

以上合計 12億2774万9000円

2 上記のうち、⑤の飲食代金については、コナミマイコ氏に支払われたもので、前理事長は飲食代金であると説明するので、このように記載したが、飲食代金としては常軌を逸した金額（特に、平成24年11月16日に1000万円、同月19日に980万円がコナミマイコ氏に支払われているが、これらの支払は到底飲食代金とは思われない。）であり、その実態は不明であると言わざるを得ない。

⑥の美術商の支払についても、前理事長は、勝安寺の掛け軸、額縁等を購入した代金であると説明するものの、具体的にどの物品であるかについては明らかにしていない。

なお、委員会からの照会に対し、前理事長は、⑤と⑥の飲食代金と美術商への支払についてはすべて前理事長個人の収入の中から支払ったと回答している

が、①例えば、上述のコナミマイコ氏に対する平成24年11月16日の1000万円の支払と同月19日の980万円の支払や同年10月11日のシブンカクに対する105万円の支払は前理事長個人の口座から行われているが、その原資には同年10月11日に貴会の簿外預金から入金された6000万円が充てられており、貴会の簿外資産から支払われたことが明らかであることから、前理事長の主張は認めがたいこと②貴会の内部調査の際のヒアリングにおいて前理事長が上記のとおりの説明をしていたこと、から、少なくともこれらの飲食代金と美術商への支払の大半は、前理事長が貴会の簿外資産の中から行ったものと認定した。なお、仮に飲食代金と美術商への支払の中に前理事長個人の収入からの支払があったとして、その額はそのまま使途不明金となり、次項に述べる使途不明金の金額が増えることになることを指摘しておく。

3 なお、第2で述べた貴会の損害額12億7257万1000円と、使途が判明している額12億2774万9000円の間には、4482万2000円の差額が生じているが、その使途については、前理事長に尋ねてもわからないという返答であり、使途不明であると言わざるを得ない。

第5 原因の分析

1 金融機関からの借入をする際は、各金融機関は、少なくとも借入を承認する旨が議決された理事会議事録を必ず徴求するはずであり、委員会においてもいくつかの金融機関からの借入について金融機関に提出された理事会の議事録を確認している。しかしながら、委員会が確認した議事録は、いずれも前理事長以外の議事録署名者の署名押印がすべて記名及びいわゆる三文判と思われる印鑑の押印で作成されており、これらの議事録はすべて前理事長が偽造したものであった。なお、徳島銀行からの借入の際に提出された理事会の議事録の園田信雄氏の押印については三文判ではないが、園田信雄氏のものではなく、前理事長が管理していた印鑑が押印されたものと思われる所以、これについても前理事長が園田信雄氏の記名押印を偽造したものと考えられる。

そもそも、前述のように、貴会においては、理事会は、年1回開催されるの

みであり、その議事録でさえ、前理事長が独断で作成し、議事録署名者の署名押印も、前理事長が記名及び三文判の押印によって作成していた。それ以外に理事会が開催されることはなく、日常の業務はもちろんのこと、重要な事項についてもすべて前理事長が独断で専決し、本来であれば理事会や評議員会の決議が必要な事項であっても、前理事長が専決の上、議事録を独断で作成する、ということが常態化していた。

金融機関からの簿外の借入については、前理事長は、正規の帳簿や決算書類には一切記載せず、金融機関に提出する決算書類については各金融機関ごとに偽造（簿外借入のある金融機関に提出する決算書類には、当該金融機関からの借入残高を簿外借入の額を加えた額に書き換え、その分、他の金融機関からの借入金の額を少なく記載することによって、金融機関からの総借入残高に齟齬が生じないように調整していたもの。）して提出することによって巧妙に辻褄を合わせていた。そして、前述のように、借入の際に提出する議事録も偽造したものを使用していたので、仮に、理事会や評議員会が正常に開催されていたとしても、前理事長の簿外取引を未然に防ぐことはできなかつたかもしれない。しかしながら、理事会や評議員会によるコントロールがまったくなされていない状況が、前理事長が貴会を私物化し、不正経理を行うことへのハードルを大きく押し下げたことは間違いない、理事会や評議員会が形骸化していたことが、今回の不祥事の原因であることは否定できないところであろう。

2 施設の運営や会計処理についても、前理事長の独裁的な運営がなされており、誰も前理事長の意向には逆らえないような状況であった。会計責任者や経理担当職員は、貴会に雇用されている従業員という立場にあるため、前理事長に対し強く意見を述べることはできず、また、自分たちが会計の適正化を実現すべき役割を担っているという意識は低く、単に与えられた業務をこなすのみであった。このような状況も、前理事長の不正経理を容易にした要因である。

3 具体的な各関係者の責任の有無については、以下に詳述する。

第6 責任の所在

1 前理事長の責任について

前理事長は、長年にわたって、簿外での借入やリース契約を行っていたものであり、現時点での貴会の損害額は前述のように12億7257万1000円にも及んでおり、その責任は極めて重大である。前理事長は、簿外で調達した資金の大半を他の事業の投資に充てていたようであるが、そもそも、社会福祉法人の資金を他の事業への投資に充てること自体が許されない行為である。また、少なくとも、1億1803万4000円（前理事長はすべて個人の収入から支払ったと主張するが、上述のように少なくとも2000万円を越える金額が簿外資産から支出されていることは明らかであり、また、諸般の事情からはその大半は簿外資産から支払われたものと推測される。）については、飲食代金や美術品の購入などの私的な目的に費消されており、この点については、弁解の余地はない。

また、前理事長は、議事録などの書類を偽造して借入等を行っていたものであり、しかも、各金融機関ごとに決算書類を作り変えるなどして金融機関に簿外の借入であることが発覚しないように細工をしたり、ファクタリング会社との債権譲渡における前述のような細工をするなどしており、その手口は、非常に巧妙なものであり、不正行為の態様は悪質であると言わざるを得ない。

なお、流用された資金のうち、4482万2000円についてはその使途が明らかになっていないほか、使途についての十分な説明がなされていないと思われるものも存在しているが、強制力のない調査では、これ以上の追及は困難と思われる。よって、事案の解明するためには、強制力のある調査がなされることが不可欠と思われる所以、貴会としては、前理事長の民事上の責任を追及することはもとより、刑事責任も追及すべきである。

2 理事、評議員及び監事の責任について

上述のように、理事会が正常に機能していても、前理事長の不正経理行為を防止できなかつた可能性は否定できないものの、理事会の形骸化が前理事長による貴会の私物化を助長し、不正行為を行うことを容易にしたことは間違いない

く、貴会の運営を適正に行わせるべき義務を負う理事には、前理事長が不正行為を行ったことについての責任の一端はある。なお、事情を聴取する中で、理事からは、理事会の開催を求めたが応じてもらえなかつたという報告もあつたが、開催に応じてもらえないときにはさらに何らかの方策（たとえば行政の指導を仰ぐことを示唆したりするなど）を講じるべきであり、単に開催を求めたというだけで、その責を果たしたとは到底言えるものではない。

しかしながら、その一方で、今回の前理事長による不正経理は、上述のように、理事会が正常に機能していれば防止しえたと断言することは困難であるので、理事について、民事、刑事の法的な責任まで追及することは困難と思われる。

評議員についても、同様に、その責任を問うことは困難と思われる。

監事については、本来、前理事長の不正行為を監査すべき立場にあり、上記の不正行為を見逃したことの責任は重大であるが、理事、評議員と同様の理由のより、民事、刑事の法的な責任まで追及することは困難と思われる。

なお、理事のうち、現理事長については、前理事長の弟という人的な関係もあるうえ、貴会の他の施設の運営に関わっていたので、他の理事とは若干立場が異なると考えられるが、現理事長は、不正経理行為が行われたとりかい白鷺園や本部の業務には関わっておらず、また、不正経理行為に関与した形跡も全くないので、他の理事と同様に民事、刑事の責任の追及は困難であると思われる。また、委員会においては、現理事長が他の理事以上に貴会の運営に関与していたこと及び前理事長との人的関係から今後の前理事長の責任追及が甘くなることが懸念されるので、現理事長が理事長として在職し続けることの可否についても検討したが、現理事長が、速やかに事実を公表し問題の解決のための行動に着手したこと、現理事長の体制のもとで既に前理事長の責任を追及する民事訴訟を提起していること、に鑑み、現理事長の退任まで求める必要はないものと判断した。ただし、現理事長の体制下で前理事長の責任の追及が甘くなることがないよう、理事が今後も監視をする必要がある。

3 会計責任者、出納職員の責任について

貴会の「とりかい白鷺園」及び本部には、会計責任者の他に会計部門を担当する職員が3名おり、それぞれ記帳、請求、出納等職務分担が行われていた。会計帳簿は、職員が作成し、会計事務所がチェックする形で行われていた。会計責任者にはチェック承認を行うことが求められているが、機能しているとは言い難い状況にあった。出納を担当する職員は、施設や入所者の入出金に係る金融機関の通帳を保管管理しているのみで、他の金融機関の通帳は、前理事長が保管管理していた。このことから、法人名義の口座の入出金が前理事長単独で行われ、法人内の牽制機能は働いていなかった。さらに、借り入れ手続など銀行対応をする本部担当者はおらず、前理事長がすべて行っていた。これについても、親族外で貴会と雇用関係にある会計責任者が、前理事長に対して通帳の一元管理の必要性など積極的に進言することはできなかつたものと思われる。内部牽制機能が構築されていない中で、従業員が経営陣の不正を正すことは期待しえないことから、会計責任者、出納職員について、民事、刑事の法的な責任を追及することは困難と思われる。

4 顧問税理士法人の責任について

貴会は、平成5年から、会計帳簿の確認とその決算関係の書類の作成とともに税務関係書類は消費税の申告書作成のみを税理士法人脇阪会計事務所に依頼していた。同税理士法人は基本月に一度訪問し、自計化された会計帳簿をチェックしていた。前理事長が診療所会計から1億円を流用し、期末には一旦返済をする行為を繰り返していたことを同税理士法人は認識しており、その内容に関しては前理事長から期末までに返済するので、内容を問うなど対応されていた。同税理士法人は、会計処理自体は適正に行われており、期末に残高が残らなかつたことから、前理事長に対してそれ以上問い合わせなかつたものと推測される。さらに、貴会の介護報酬や診療報酬のファクタリングが実施されていたことを会計担当者から報告もなかつたことから認識しておらず、会計処理及び会計帳簿の作成遅延により、入金の遅延等も認識していなかつた。同税理士法

人が委託されていた業務は、会計指導と税務申告であったことから、その範囲では適切に業務を行っていたといえ、前理事長の不法行為の発見までの業務の委託は請け負っていなかったものと思われる。よって、顧問税理士法人については、不適切な会計処理を容認していたという事実はあるものの、それを防止すべき法的な義務を負うものではないので、民事、刑事の法的な責任を追及することは困難と思われる。

5 会計監査人（監査法人）の責任について

貴会は、平成12年から、貴会の事業（但し、診療所の事業部門は除く。）について、太陽有限責任監査法人に自主監査を依頼しており、同監査法人からは年に3回、3名程度の職員が派遣されて監査が行われていた。同監査法人は、この自主監査は会計管理体制、会計組織の整備及び運用が適切に行われていることを確認することが主目的であり、それらの確認に関して手続きを実施したと主張している。同監査法人が実施した自主監査は、社会福祉法人大阪社会福祉協議会が求めるものである。社会福祉法人大阪府社会福祉協議会は公表している「「自主監査事業」参加の手引き」にはチェックリストが記載されており、そこには「預金、有価証券、借入金等の残高証明書を入手し、期末残高が正しいことを確かめていますか」という項目があるが、同監査法人は、借入金残高に関しては貴会から提示された返済予定表と突き合わせているのみで、金融機関に対する残高確認を実施していなかった。当会の借入金には、同一銀行同一支店で簿内簿外のものがあったので、同監査法人が金融機関に対する残高確認を実施していたならば、簿外負債の一部でも早い段階で発見できたものと推測される。しかし、上記のように残高確認が実施されていなかったために、前理事長の不正経理は、同監査法人が行った自主監査で発見されることはなかった。

以上のことから、同監査法人は職業的専門家として当然に払うべき正当な注意義務を懈怠していたと考えられ、この懈怠が民事上の責任を生じさせるものであるかどうかについて、今後、慎重に検討する必要がある。

6 コンサルタント業者の責任について

簿外借入金の使途として、多額のコンサルティング料が支払われていることからも明らかなように、簿外の借入については、コンサルタント業者が深く関与しているものと思われる。現時点では、これらの者が具体的にどのような関与をしたのかについては明らかになっていないが、上記のように、前理事長の行った行為は重大な違法行為であり、コンサルタント業者がそれを指導したのであれば、前理事長と同様の民事及び刑事の責任は免れないところであろう。

コンサルタント業者が具体的にどのように関与したかについては、任意の調査で明らかにすることは困難と思われる。よって、コンサルタント業者の法的責任の有無及び範囲を明らかにするためにも、前理事長の刑事責任の追及が必要であると思われる。

第7 再発防止に向けて

1 はじめに

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために設立された特殊な公益法人であり、非常に高い公益性を求められている。今後、貴会の全ての役員及び職員は、貴会が手厚い優遇措置と共に厳しい規制の下に存在していることを認識し、その使命を全うするための強い覚悟を持つことが必要である。

2 理事会及び評議員会並びに監事による監督の実効化

これまで、貴会の評議員や理事、監事は、前理事長の弟である現理事長を除き、すべて前理事長がその知人に依頼して就任してもらっていたり、そもそも貴会の運営について適正な判断を行うべき立場にあるという認識すら持たずに就任していたものと考えられる。その結果、理事会は、決算の承認など必要最低限の開催のみで、貴会の業務が前理事長の判断のみによって運営されていたことがうかがわれ、適正な審議が行われていたとは言い難いし、評議員会（これまで諧問機関として位置付けられていた）についても、貴会においては開催自体が形骸化しており、あらかじめ意見を聴く諧問機関の役割すら果たしてなかつた。監事に関しても、決算理事会に出席するだけで、理事会で議決しなければならない事項について適切に理事会に付され議決がなされているかをチエ

ックするなど、監事として行うべき基本的な業務が適切に行われていなかった。

理事、評議員及び監事については、まず、これまでのような選任方法を改め、貴会の運営を適正に行わせるという識見を有し、法人の事業経営及び監督を行う能力を有する者を選任しなければならない。

そして、社会福祉法の改正により、これまでのように理事会が理事の職務執行の監督や理事長の選任・解職の権限を有するだけではなく、今後は理事の義務及び法人に対する損害賠償責任（法人に対し、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負う）が定められ、理事長をはじめとする理事・監事等の職務執行に任務懈怠があれば、各理事も連帯して損害賠償責任を負わなければならないこととされており、今後、各理事は、提案された議題について議論を交わし、適切な法人運営のために建設的な意見を述べ、理事長をはじめ執行部の怠慢や行き過ぎを監視監督する責任と義務を負うこととなる。評議員会は、今後は、最終的な意思決定機関となるので、重要事項については必要に応じ開催し、その都度適切な法人経営のための建設的な意見を述べ、法人としての重要事項を決定していかなければならぬ。監事は、今後は、会計監査のみではなく、理事会への出席義務も定められ、理事などの役員及び理事会といった機関が適切に機能していることを監査することが改めて位置付けられた。

今後の理事、評議員及び監事には、改正後の社会福祉法が要請する、法人及び社会に対する責任と義務を果たしうる者を選任しなければならぬし、選任された各役員はその責任と義務を十二分に認識して法人の運営・管理に努めなければならない。

3 会計責任者、出納職員

調査の結果、会計責任者を任命しているにも拘らず全く機能していなかったことが判明している。会計責任者・出納責任者等の法人の規則に応じた義務及び権限を実態として持たせると同時に、内部牽制機能の構築が必要である。

会計責任者をはじめ本部職員それぞれの責任と権限を、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程により明確にし、適材適所に人材を配置もしくは見直し

をしなければならない。さらに、それぞれの業務の内容を相互もしくは上長により検証承認する仕組みを整備したうえで、その仕組みを適切に運用していかなければならない。特に会計責任者は、信頼性ある会計帳簿の作成をするためにも、その作成を支えるのに必要な能力を有するもの配置しなければならない。また過度な理事長等の親族の関わりを控えることも重要な今後の課題の一つである。

以上のような会計処理の仕組みの改正に加え、会計責任者含め本部職員すべてに対し、事業関連法令、定款及び内部規程を遵守させるためにも、定期的に研修等を実施する必要がある。

4 監査法人

貴会は、社会福祉法の改正による会計監査人の設置義務法人には該当しないが、従前より自主監査として監査法人による監査を受けていた。本来、外部監査の目的は、財務会計のチェック体制の整備、経営組織のガバナンスの強化に資することにある。これまでの監査は、監査対象が、貴会全体ではなく診療所が除かれており、また、組織体制の整備運用状況の確認が主眼であったとしても、金融機関への残高確認が実施されていなかった。今後も監査法人による監査を受けるのであれば、当然に貴会全体を監査対象とすべきであるし、期末残高の実在性及び網羅性確保のための監査手続きを実施していかなければならぬ。

5 コンサルタント業者との関わりについて

前述（第6の6項）のように今回の不正経理にはコンサルタント業者が深く関与しており、前理事長の関与はあるものの、むしろ、これら業者が主導したのではないかと推測されるところもあり、そうであれば安易なコンサルタント業者への委託が、今回の不正経理を招いた大きな要因であったことになる。本来、コンサルタント業者が関与するとしても、その方向性や事業実施に関する意思決定は法人が主体的に行うべきものであり、理事会（場合によっては評議員会も）の判断を仰がなければならない。

今後も、コンサルタント業者を利用する必要が生じることがあるかもしれないが、そのような場合であっても、そもそもコンサルタント業者を関与させるか否かについて、また関与させた場合にはその意思決定について、理事長等一部の役員が専決するのではなく、理事会（場合によっては評議員会も）の合意のもとに決定されなければならない。

以上

第8回 債券(新規発行)一覧表										
単位:千円	債券者	区分	貸付番号	融資日	最終弁済日	融資額	金利(%)	16/1月	返済状況等	
大阪厚生 信用金庫	T会 T会	簿内 簿外	26 " "	H27.12.17 " "	H42.12.27 " "	628,000 " "	4.000%	191,203,148 434,244,945	約定弁済 " "	
福祉医療 機構	T会 T会 T会 T会 T会	簿内 簿内 簿内 簿内 簿内	200510247/110 200510247/111 200910563/110 201110263/110 201311386/110	H18.1.11 H18.1.11 H22.6.11 H23.11.7 H26.7.11	H38.1.10 H38.1.10 H52.6.10 H43.10.10 H46.7.10	57,300 21,500 60,000 101,900 40,000	1.700% 0.000% 1.550% 1.300% 0.900%	30,100,000 11,300,000 47,250,000 88,641,000 37,296,000	16/1月末以降元本の返済停止 " "	n.i. n.i. n.i. n.i. n.i.
徳島銀行	T会 T会 T会	簿外 簿外 簿外	60362 66375 65449 62788 60335	H24.3.5 H26.12.15 H26.7.31 H25.3.27 H24.3.5	H31.2.28 H31.1.30 H33.7.31 H28.3.31 H31.2.28	44,500 30,000 130,000 50,000 120,000	2.325% 1.475% 1.900% 2.050% 2.325%	20,120,000 23,500,000 105,200,000 5,584,000 55,650,000	16/1月末以降元本の返済停止 " "	ORIX("4) " "(*3) " "(*3)
関西 アーバン 銀行	T会 T会	簿外 簿外	91259 97484	H26.7.29 H27.8.31	H31.7.31 H34.8.31	100,000 100,000	1.850% 2.000%	75,000,000 96,430,000	16/1月末以降元本の返済停止 " "	- -
山陰合同 銀行	T会	簿外	2931	H25.11.29	H32.11.29	200,000	1.100%	140,500,000	16/1月末以降元本の返済停止	-
三菱東京 UFJ銀行	T会 T会 T会	簿内 簿内 簿外	32359 32617 32803 32496	H19.9.28 H23.6.30 H26.9.30 H21.7.31	H29.9.11 H31.9.30 H31.9.30 H31.7.31	66,000 82,507 30,000 95,000	2.100% 2.215% 1.130% 2.710%	11,000,000 36,692,000 22,500,000 34,093,000	16/1月末以降元本の返済停止 " "	- - - -
百十四 銀行	T会 T会	簿外 簿外	2334 2139	H27.8.12 H25.9.30	H32.8.31 H39.9.30	50,000 60,300	1.900% 1.400%	46,640,000 50,580,000	16/1月末以降元本の返済停止 " "	- -
近畿大阪 銀行	T会 T会	簿内 簿外	3236 4125	H27.3.30 H26.3.31	H32.2.28 H31.4.1	20,000 50,000	2.100% 2.100%	16,670,000 32,507,000	16/1月末以降元本の返済停止 " "	- -
商工組合 中央金庫	T会	簿外	229	H26.12.29	H31.12.2	50,000	1.700%	39,800,000	16/1月末以降元本の返済停止	-
但馬銀行	T会	簿外	994154	H25.7.31	H30.7.31	30,000	1.875%	15,500,000	16/1月末以降元本の返済停止	-
								1,697,000,098		
								内 簿内 内 簿外	519,272,148 1,177,728,945	

支払額(税抜き)												16/1月						
単位:千円		品目		契約者		転貸人等		相手先		納入元		保証人	收受月	期日	契約額 (税抜)	支払額 (税抜)	残高	保証
白鷺園建物附属設備 介護用ベッド	T会	T会	-	三井住友F&L 三井住友TPF	T会 城山	KY	2013/11 KY	2015/10 2015/12	2015/10 2020/12	137,760 38,388	5,740 640	n.i.	-	-	5,740 640	5,740 38,388	5,740 41,459	
									下会計	176,148	6,380	-	37,748	37,748	44,128	47,199		
医療機器他 内装設備(割賦購入) 透析用装置一式 透析用装置一式 東芝一般X線撮影装置 什器備品 ケアストリーム CRシステム	T会 T会 T会 T会 T会 T会 T会	クムダ会 クムダ会 クムダ会 クムダ会 クムダ会 クムダ会 クムダ会	三井住友F&L 三井住友F&L 三井住友F&L 三井住友F&L 三井住友F&L 三井住友F&L 三井住友F&L	メディ・キューブ 香川デサイン メディ・キューブ ニプロ 石黒メディカルシステム メディ・キューブ 石黒メディカルシステム	KY KY KY KY KY KY KY	2012/6 2012/6 2013/8 2012/12 2014/9 2012/10 2014/9	2019/6 2019/8 2018/8 2017/12 2019/9 2017/10 2019/9	71,131 15,300 255 6,252 2,850 3,690 1,785	1,445 847 255 104 48 62 30	18,000 34,719 3,178 1,298 590 769 370	24,565 2,540 7,905 2,397 2,090 1,292 1,309	4,335 37,259 765 313 143 185 89	46,900 39,122 11,848 4,008 2,823 2,245 1,768	48,345 12,281 4,143 3,001 2,318 2,318 1,880				
仏壇	T会	勝安寺	東京CCL	まごと屋(上田 浩三)	-	2015/12	2023/12	51,744	616	590	51,128	-	51,718	55,808				
電話機	T会	セルテス	東京CCL	サンエー通信工業	-	2011/10	2018/9	5,292	63	-	2,079	-	51,718	55,808				
						セルテス	合計	5,292	63	-	2,079	-	2,079	2,183				
								429,892	9,849	24,795	165,231	14,749	204,775	216,281				
								うち、三井住友F&L	325,468	8,530	24,205	74,276	14,109	112,590	116,831			
								うち、三井住友TPF	38,388	640	-	37,748	640	38,388	41,459			
								うち、東京CCL	57,036	679	590	53,207	-	53,797	57,991			